

基幹相談支援センター・ 地域生活支援拠点について

岐阜県障がい者相談支援圏域センター 藤木誠

本日のお話

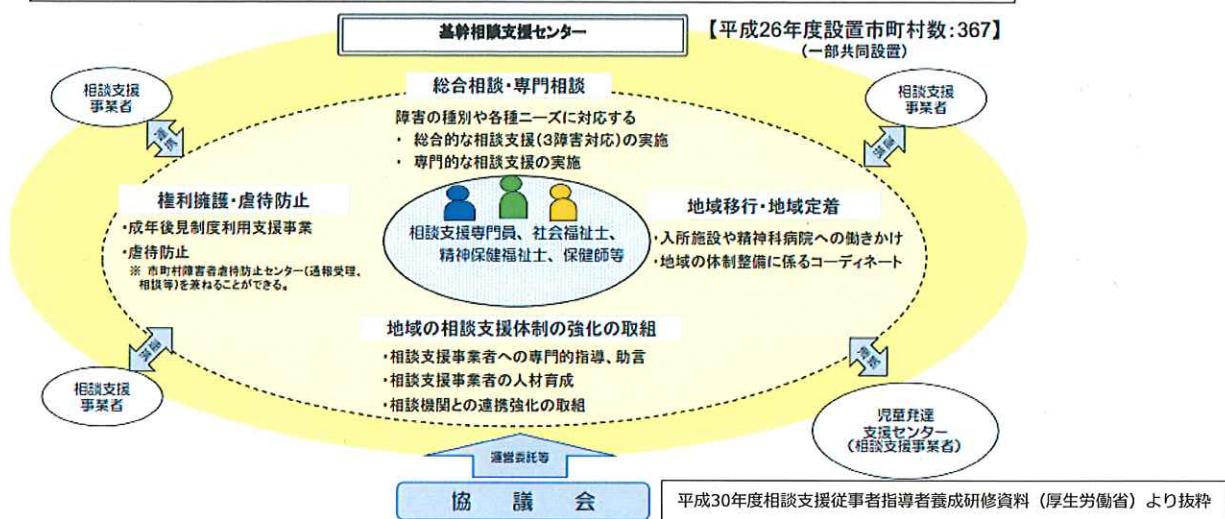
基幹相談支援センターについて

地域生活支援拠点について

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



一つの市、一つの事業所だけでは基幹の機能を果たせない ⇒ **共同設置**

設置の目的

◆相談支援の機能分化

現在、事実上、委託相談支援事業所が行っている“本来、基幹相談支援センターが行うべき事業”を基幹相談支援センターが担うことで、役割を明確化し、重層的な相談支援体制を構築する

◆相談支援体制のシステム化

正式に基幹相談支援センターとして位置づけ、組織することにより、人（担当者）が変わっても維持・発展が可能な体制を整備する

◆地域福祉の推進

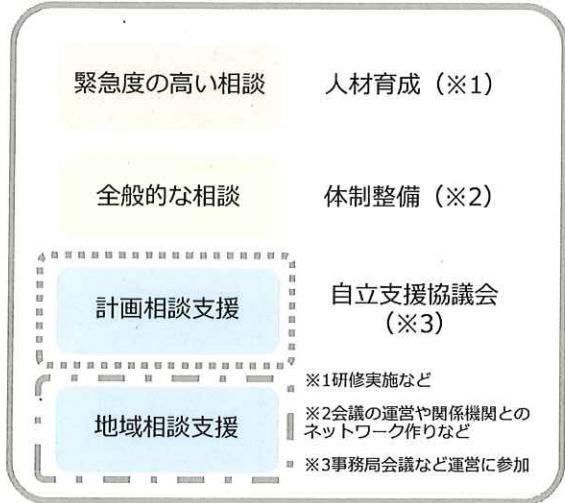
地域生活支援拠点の整備等、地域に必要な資源（制度・ルール等を含む）開発等に向けた「地域の意思決定支援」を行う

⇒ 5W2H (なぜ(why)、だれが(who)、何を(what)、いつ(when)、どこで(where)、どのくらい (how many(much))、どうやるのか(how)) の明確化

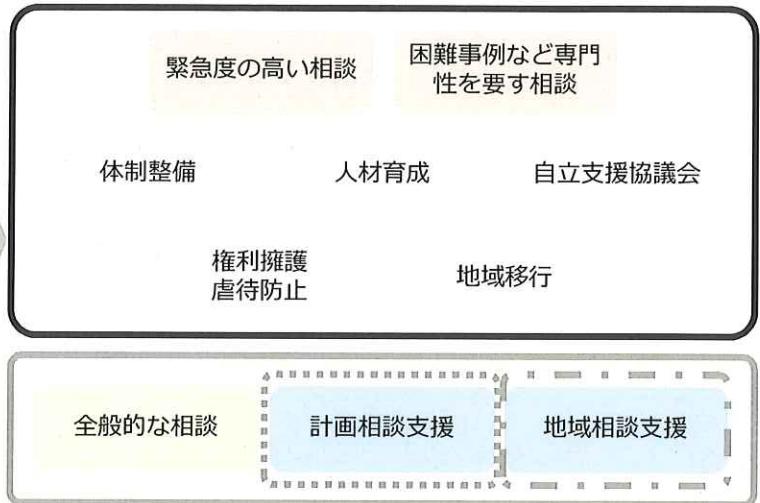
相談支援の機能分化



現 在



平成31年4月～



相談支援体制のシステム化

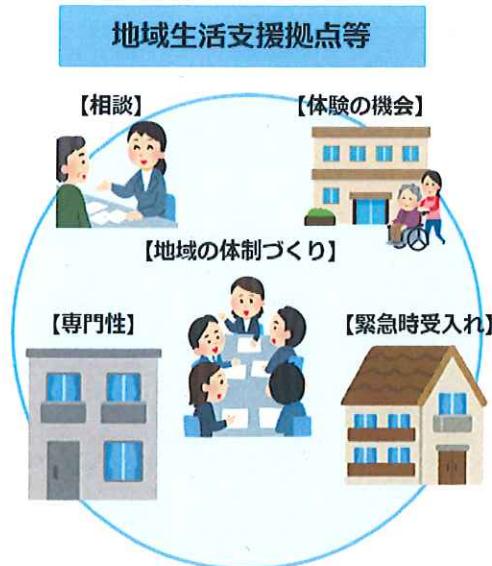
従来の東濃の相談支援体制（ネットワーク）は

「地域のためには集まって連携しなければならない」「少しでも相談支援体制を充実したい」という関係者個々の“思い”に依存

⇒担当者が変わると同時に強化と弱体化を繰り返す…

相談支援の継続的な発展には、“個”や“思い”に依存しない
「地域全体で支える」体制、組織づくりが不可欠

地域福祉の推進



○ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

○ 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1力所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
(全国：1,718市町村、352圏域)

平成30年度相談支援従事者指導者養成研修資料（厚生労働省）より抜粋

⇒コーディネーターとしての基幹相談支援センター機能が必須

今後も様々な「体制整備」「ネットワークづくり」の場面において“エンジン”役が必要となる

東濃における運用の概要

◆運用開始日

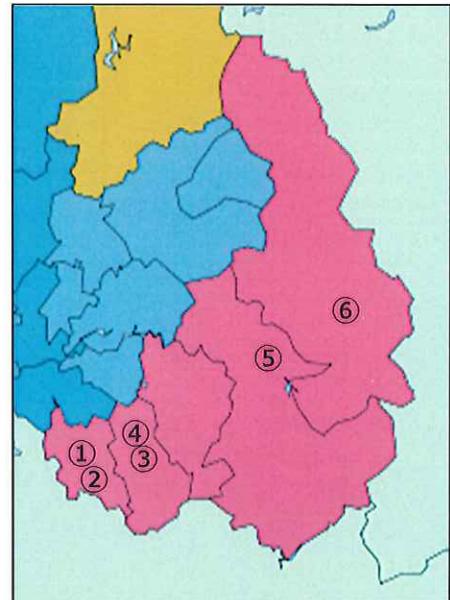
平成31年4月1日（月）

◆実施形態

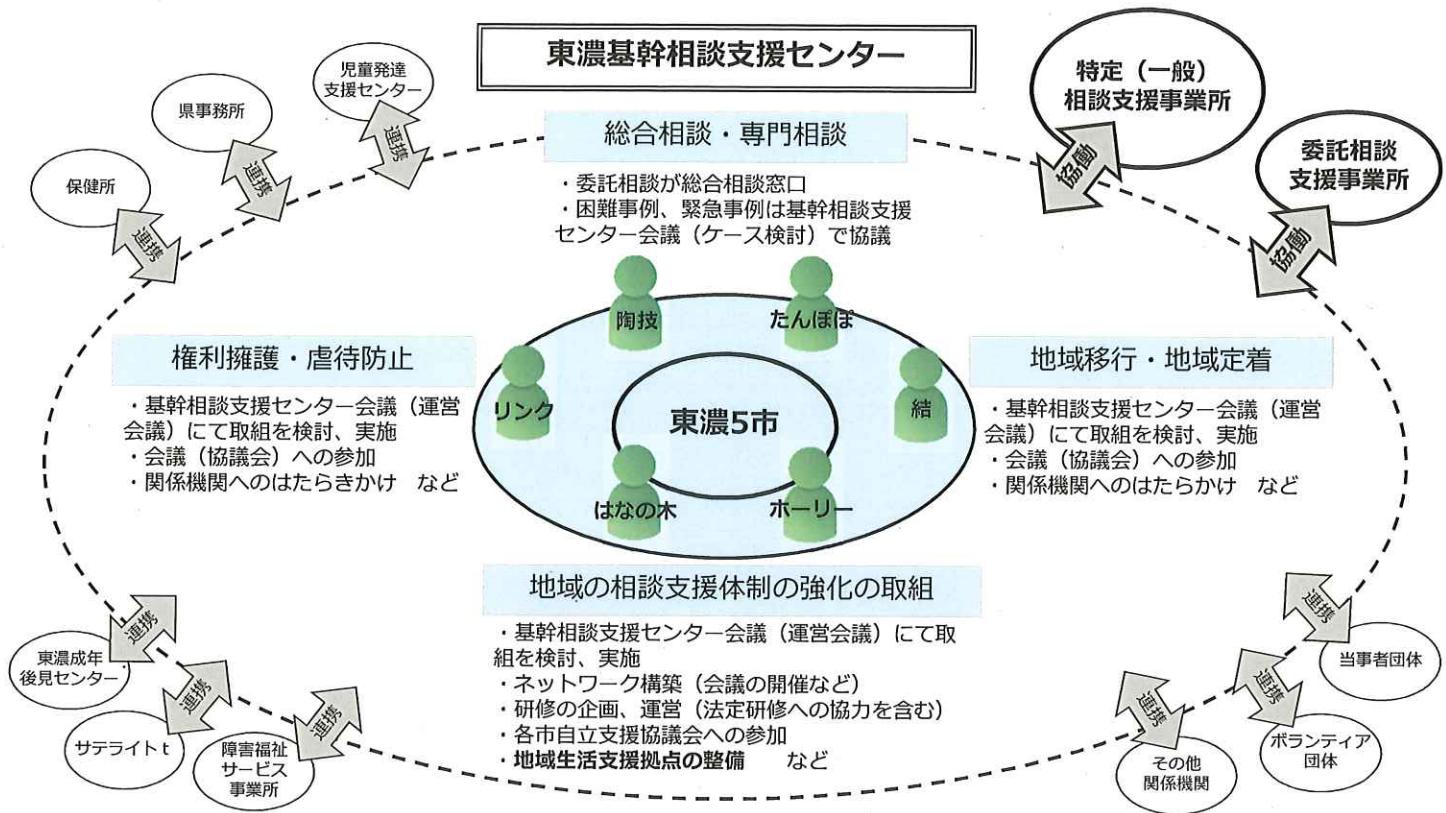
東濃5市による共同設置（合同委託）

◆委託事業所（基幹相談支援事業所）

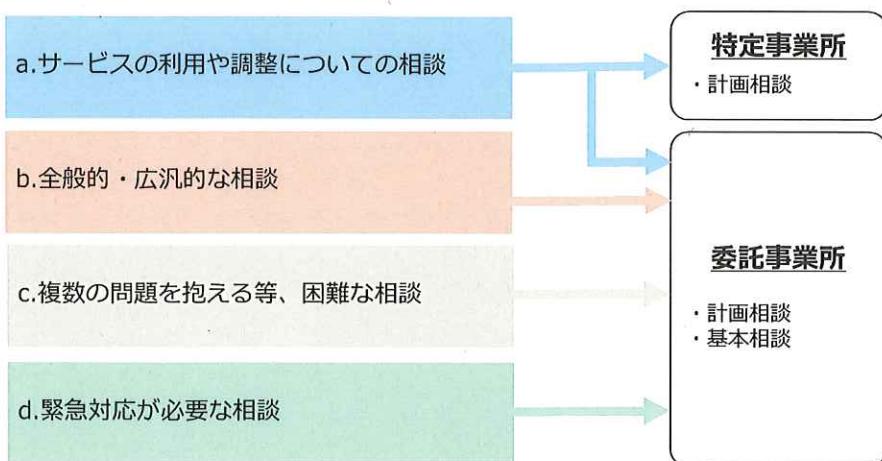
- ①陶技学園相談支援センター（多治見）
- ②相談支援センターリンク（多治見）
- ③はなの木苑指定相談支援事業所（土岐）
- ④ホーリークロスセンター（土岐）
- ⑤恵那たんぽぽ地域生活療育支援センター（恵那）
- ⑥障害者生活支援センター結（中津川）



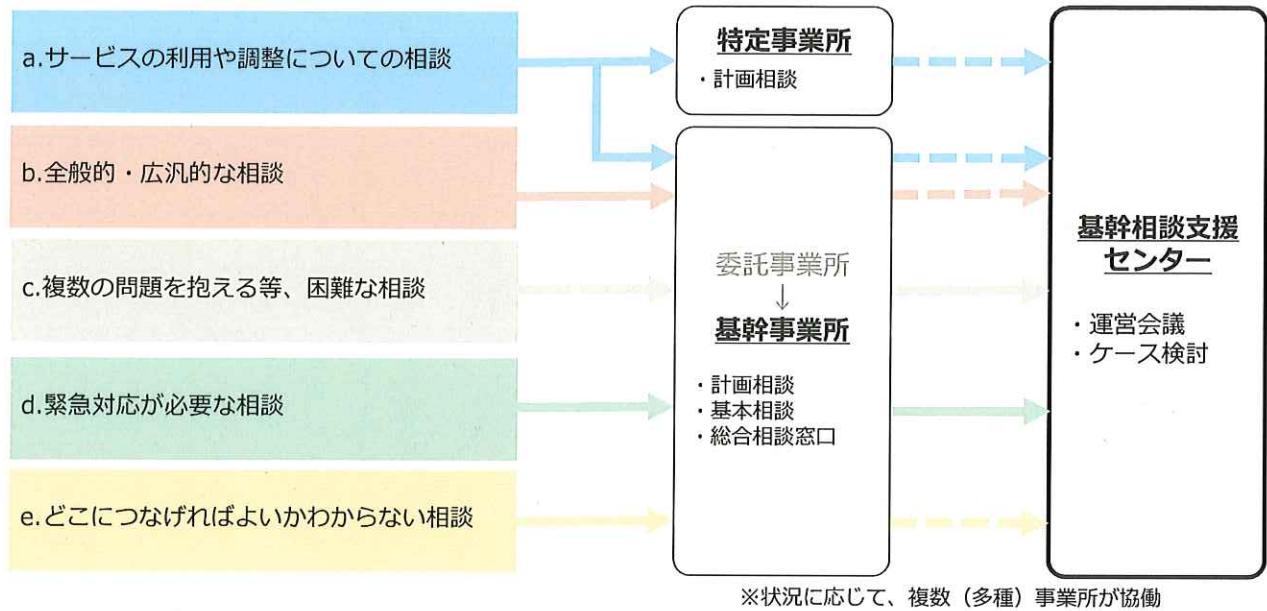
6箇所合わせて
「東濃基幹相談支援センター」



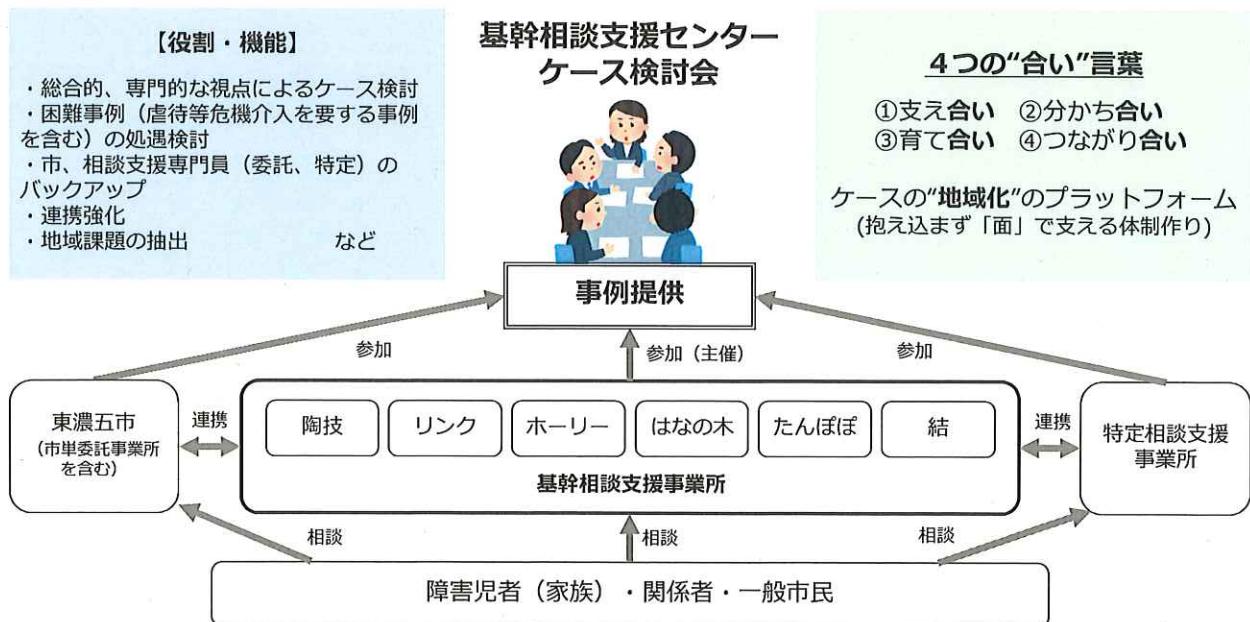
相談の流れ（従来）



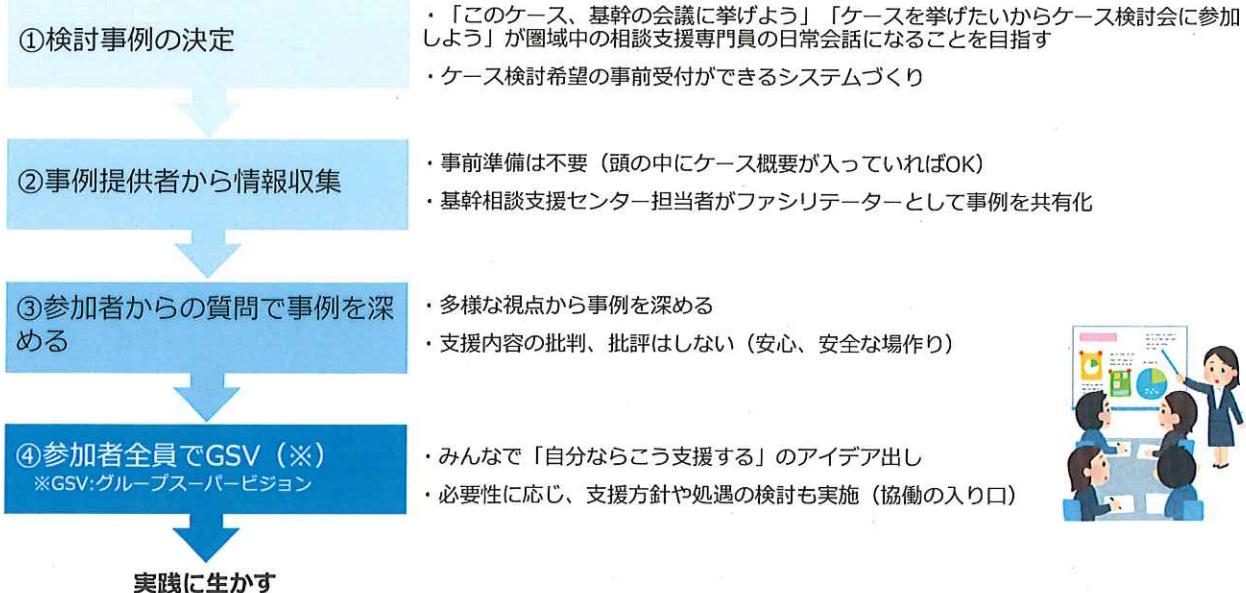
相談の流れ（平成31年4月～）



ケース検討会の開催



ケース検討の流れ



運営会議

◆出席者

- ・基幹相談支援センター担当者
- ・市担当者

※その他必要に応じ関係者に出席要請を行う

◆開催頻度

月1回程度

※有期限の課題があるときは必要に応じ、臨時に開催する

◆議題

- ・事業計画の立案、進捗状況の管理
- ・情報の共有、交換
- ・地域課題の検討（自立支援協議会への提案）
- ・研修企画
- ・権利擁護、虐待防止に係る取り組みの検討
- ・地域移行、地域定着に係る取り組みの検討
- ・地域生活支援拠点の整備に係る取り組みの検討（平成31年度重点課題）など

本日のお話

基幹相談支援センターについて

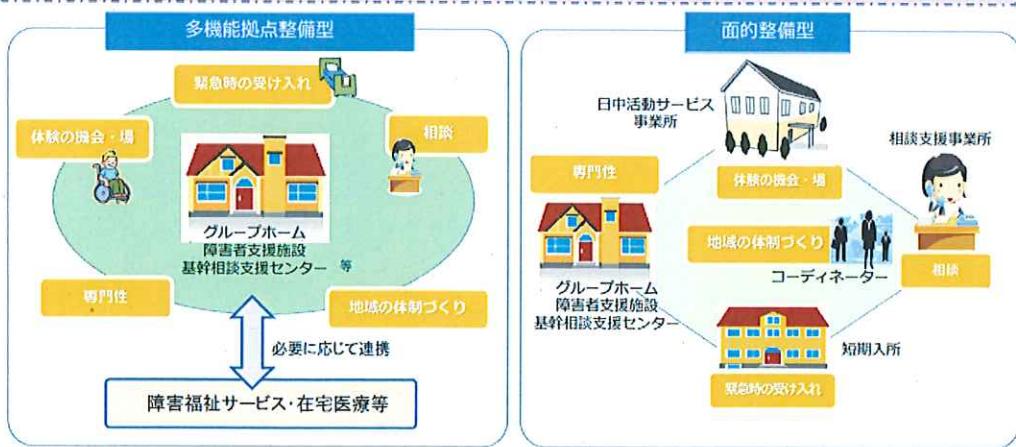
地域生活支援拠点について

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

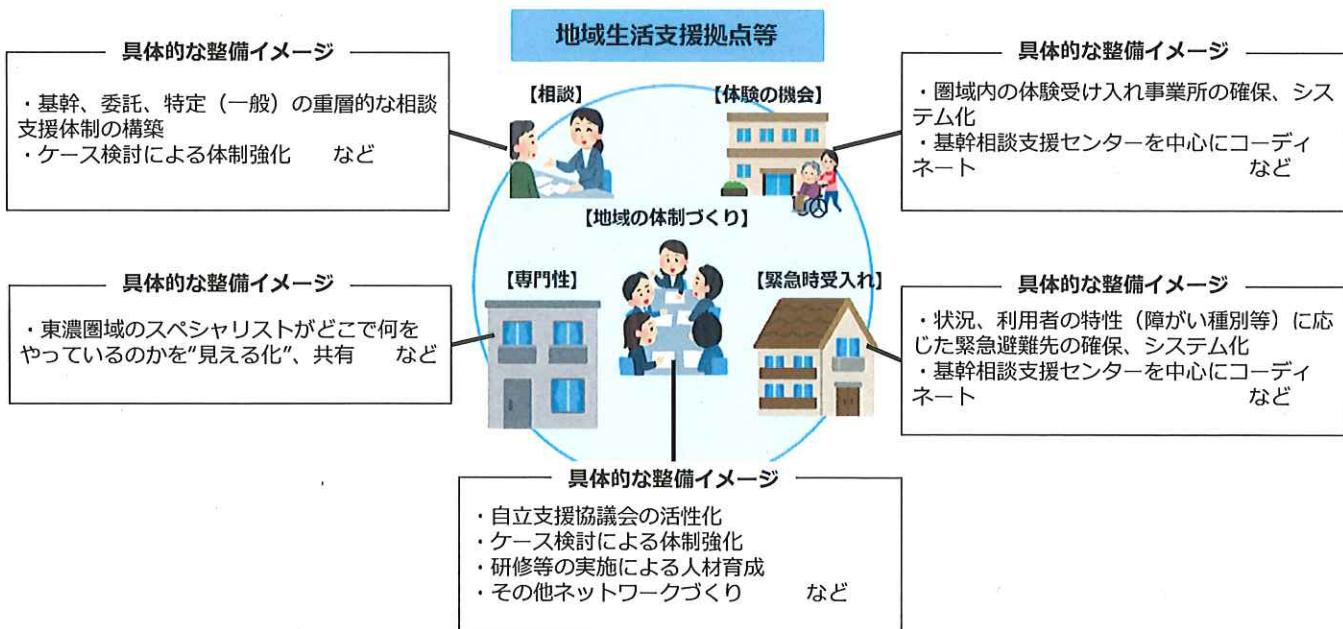


平成32年度末までに各市長村又は各圏域に少なくとも一つを整備

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業一覧

番号	都道府県	自治体	事業概要
1	栃木県	栃木市	地域一体となった支援体制を構築するために、複数の法人を運営主体とした拠点モデルを整備。特に、拠点における体験の機会・場の提供や緊急時の受入体制の整備にあたってニーズや地域の課題を検証。
2		佐野市	拠点を担う1つの社会福祉法人と、居住機能や地域支援機能等を持つ3つの社会福祉法人を中心連携体制を構築。
3	千葉県	野田市	特別養護老人ホームとグループホーム(共同生活援助)を基幹施設とした地域生活支援拠点を整備。
4	東京都	大田区	基幹相談支援センターを中心に、通所施設や緊急時保護施設等で機能を分担した面的な整備体制を構築。
5		八王子市	市内の障害者支援団体と連携し、地域で生活するために支援を必要とする障害者のニーズを把握し、支援を実施・検討しながら拠点の面的整備を進める。 地域の様々なニーズを調査・検証するとともに、地域生活支援の在り方を研究。
6	新潟県	上越市	緊急時における速やかな相談支援体制の整備と「重度かつ高齢」になった障害者に対する支援のあり方を検討。
7	京都府	京都市	地域における障害者(児)の生活支援を図るため、1箇所の障害者地域生活支援センターにおいて地域生活支援拠点を設置し、土日祝日・年末年始における相談対応を行うとともに、特に緊急時に障害福祉サービスの利用調整の必要な高い方に対して、あらかじめ関係機関の役割分担等を記載した「緊急対応プラン」を作成。
8	山口県	宇部市	ぶれグループホーム、おたすけショートステイ、とりあえず相談窓口を活動の中心とする拠点を整備。 拠点も含め、既存の機関、地域支え合い包括それぞれの特徴を活かした面的なネットワークの充実。
9	大分県	大分市	複数法人により地域連携型で各事業所が有するサービスをコーディネートするため、安心コールセンターを設置し、緊急事態に直接的なケアを行うための人的体制を構築する。

地域生活支援拠点の整備想定



来年度の取組

- ① ニーズ把握、課題の共有 ····
 - ・アンケート
 - ・自立支援協議会への意見聴取 など
- ② 分析、調査 ····
 - ・ヒアリング
 - ・情報の取りまとめ など
- ③ 連携、関係構築方法の検討 ····
 - ・全体像の具体化
 - ・原案の作成 など
- ④ 説明会の実施 ····
 - ・理念の伝達、共有
 - ・協力要請 など
- ⑤ 役割分担 ····
 - ・役割の明確化
 - ・契約（必要に応じて） など
- ⑥ 体系化 ····
 - ・リーフレットの作成
 - ・広報、周知 など

2020.4.1
運用開始

市・基幹相談支援センターが中心に整備を実施

まとめ

基幹相談支援センターは…

◆地域生活支援拠点をはじめとする障がい児者支援システムのデータベース、コーディネーター、司令塔

地域生活支援拠点は…

◆点ではなく、面、立体で支える
◆地域にある社会資源の最大限の有効活用する
ための仕組み（協働の文化づくり）

ご清聴ありがとうございました